

# 時津町立学校部活動ガイドライン

(時津町立学校に係る部活動の方針)

時津町教育委員会



学校教育の一環として行われている部活動について、生徒のバランスのとれた生活と成長を確保するとともに、スポーツ障害の予防や生徒の幅広い体験機会の充実、教職員の超過勤務の是正や負担軽減の確保等の観点から、時津町立学校部活動ガイドラインを策定しました。各学校が行う主な取組は次のとおりです。

## 休養日を設定します。

- 学期中は、週当たり2日以上(平日1日、土日1日以上)を設定します。
- 家庭の日(毎月第3日曜日)は、ノー部活動デー(部活動を実施しない日)とします。
- 夏休み等の長期休業中は、学期中に準じます。

## 活動時間を設定します。

- できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行います。
- 学期中の平日の活動時間は、2時間程度とします。
- 学校の休業日(学期中の土日、夏休み等の長期休業日)の活動時間は、3時間程度とします。

## 活動計画を作成・公表します。

- 年間の活動計画(活動日、休養日、参加予定大会日時等)を作成・公表します。
- 毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日、大会参加日等)を作成・公表します。

## 部活動活動方針を策定・公表します。

- 活動方針(部活動のねらい、休養日・活動時間、活動計画の作成・公開、事故防止等)を明確に示します。
- 部活動に係る学校の実情(設置している部活動、施設の使用状況等)を明確に示します。